

広島県告示第六百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、臨
港道路海田大橋の通行料徴収事務（ETCシステムを使用して徴収する場合に限る。）を次
のとおり委託した。

令和五年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 （ 委 託 期 間 ）
代 表 者 氏 名 広島高速道路公社 理事長 熊谷 銳	主 たる 事 務 所 の 所 在 地 広島市東区温品一丁目八番 二二三号	令和五年三月三十一日 （令和五年四月一日） 令和六年三月三十一日